

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による道路位置の指定……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

### 告知

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消……………

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消……………

### 告知

○警察署協議会委員の委嘱……………

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………

### 雑報

○令和二年度決算の要旨……………

…(東京都市町村職員共済組合)…

## 告示

### 東京都告示第七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年八月十日	東久留米市浅間町一丁目五百七番二十五及び同番三十の一部	延長 一三・三九 幅員 六・〇〇

## 告知

### 東京都選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年八月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名	所在地
特別養護老人ホーム渋谷区かんなの杜・渋谷区	渋谷区神南一丁目八番六号
アミカの郷成増	板橋区三園一丁目三十二番二号
やかた三本木	府中市府中町三丁目二十三番三号
せらび小金井	小金井市貫井北町三丁目三十七番六号

### 東京都選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和三年八月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名	所在地
ねむの木	新宿区西新宿四丁目四番六号
井上病院	渋谷区富ヶ谷一丁目五十三番八号

### 東京都選挙管理委員会告示第一百十号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和三年八月二十七日  
東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年8月2日	江戸川区選挙管理委員会	一之江中央会館	江戸川区一之江四丁目6番16号

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第244号

警察法 (昭和29年法律第162号) 第53条の2第3項の規定により、令和3年8月6日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和3年8月27日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

警察署協議会名	氏 名
警視庁城東警察署協議会	鈴木 健之
警視庁向島警察署協議会	森 谷 まゆみ
警視庁昭島警察署協議会	吉 田 里 日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

日野市百草四百五十一番三、 四百五十二番一、四百七十七 番一、同番四から同番六まで、 四百七十八番一、四百七十九	神奈川県相模原市中央区富 士見二丁目八番八号 住宅情報館株式会社 代表取締役 黒羽 秀明
---	---

<p>番一及び同番三 西多摩郡日の出町大字平井字 西多摩郡日の出町大字平井道場千七百二十二番一 千七百六十七番地 井上 巖尹</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 令和三年八月二十七日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>七 変更日 平成三十一年四月一日 令和三年八月十日</p> <p>八 届出日 令和三年八月十日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和三年八月二十七日から同年十二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ヤマハ銀座店</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座七丁目九番十四号</p> <p>三 設置者名 株式会社ヤマハミュージックリテイリング</p> <p>四 設置者住所 港区高輪二丁目十七番十一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 葉山 和雄</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 押木 正人</p>	<p>一 店舗名 晴海アイランドトリトンスクエア商業施設</p> <p>二 店舗所在地 中央区晴海一丁目八番十六号ほか</p> <p>三 設置者名 住友商事株式会社ほか五名</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町二丁目三番二号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 日本物産株式会社ほか一名</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 田中 明夫(日本物産株式会社)ほか</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 守口 光徳(日本物産株式会社)ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十七名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十七名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社スタイリングライフ・ホールディングスほか一名</p>	<p>称</p> <p>十一 変更前の小売業者の代表者名 沼尻 政芳(株式会社スタイリングライフ・ホールディングス)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の代表者名 北村 博之(株式会社スタイリングライフ・ホールディングス)ほか</p> <p>十三 変更日 令和三年六月二十八日ほか</p> <p>十四 届出日 令和三年八月十八日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 令和三年八月二十七日から同年十二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 GINZA SIX</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座六丁目十番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店ほか四名</p> <p>四 設置者住所 江東区木場二丁目十八番十一号ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 クリスチャンディオール株式会社ほか百六十八名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 クリスチャンディオール株式会社ほか百六十六名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 渡辺産業株式会社ほか十八名</p>
--	--------------------------------	--	---	--	---	---	--	--	--

称	指定番号	商号	代表者	住所	廃止年 月日	企画
八 変更前の小売業者 の住所	六二四九	ヤマモト 工務店	山本 孝夫	武蔵野市関 前二丁目二 十番十二号	平成二十 八年十月 二十日	六四二九 大洲住設 大洲 正夫 町田市本町 田二千二百 三十二番地 十七
九 変更後の小売業者 の住所	八〇七八	株式会社 榮輝	小島 裕之	八王子市七 国四丁目二 十一番十三 号	令和二年 五月十八 日	九三九二 水道お直 河田 誠二 世田谷区等 々力八丁目 二十六番十 八号ブリッ クハウス等 々力二〇一
十 変更前の小売業者 の代表者名	五五三三	セット企 画江川製 作所・川 崎	江川 伸二	町田市能ヶ 谷三丁目十 番十七号テ ラスガード ン鶴川一〇 五	令和三年 六月一日	五八六七 坂口設備 坂口 英実 町田市成瀬 八丁目十六 番二十四号
十一 変更後の小売業 者の代表者名	六三三九	防長設備 機工株式 会社	石田 一子	世田谷区宮 坂二丁目二 十六番二十 八号	同月三十 日	
十二 変更日	八九一八	株式会社 飯塚水道 工務店	飯塚 英人	千葉県松戸 市三矢小台 四丁目十三 番地の四	同日	
十三 届出日	六四二四	株式会社 清美	三沢 寛彰	大田区東糀 谷六丁目二 番十七号	同年七月 七日	
十四 縦覧場所	一〇〇一	YS設備	山口 智史	東大和市高 木二丁目九 番地の一	同月十二 日	
十五 縦覧期間	五八四四	株式会社 富士工務 店	小林 富夫	小平市鈴木 町一丁目百 八十四番地 の十六	同月二十 日	
十六 縦覧時間	五九一七	株式会社 丸専土建	小峰 勉	青梅市塩船 四十六番地	同月二十 一日	
	九八三三	小川設備	小川 直也	西東京市住 同日		

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年八月二十七日

東京都水道局長 浜 佳葉子

雑報

令和2年度決算の要旨について  
 東京都市町村職員共済組合定款(昭和37年公告第1号)第44条の規定に基づき、令和2年度決算要旨を次のとおり公告する。

令和3年8月27日  
 東京都市町村職員共済組合  
 理事長 加藤 育男

- 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、一部事務組合等31団体の計70団体である。
- 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び被扶養者数
 

(1) 組合員数	(長期)	28,716人
	(短期・保健)	28,710人
(2) 標準報酬の	(長期)	11,859,502,000円



別表2) 整理別貸借対照表

令和3年8月31日現在

区分	総額	増減処理	原年金額繰越処理	退職年金繰越処理	経過中長期増減処理	退職年金繰越年金管理処理	経過中長期増減年金管理処理	業務処理	保健処理	留保	留保	貯金処理	貸付処理	物産処理	有形減価
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資産	203,932,712,538	6,771,918,871	2,656,826,749	178,213,319	1,261,317	0	4,209,373,323	1,946,611,934	2,626,029,251	1,626,807,969	7,224,102,465	171,598,582,832	4,218,308,900	875,298,028	377,560
流動資産	26,660,271,457	6,771,918,871	2,656,826,749	178,213,319	1,261,317	0	83,654,323	1,547,142,889	2,625,977,989	1,694,978,748	3,281,711,322	5,906,087,568	1,636,822,774	875,298,028	377,560
固定資産	177,272,441,081	0	0	0	0	0	4,125,719,000	398,469,045	51,262	831,829,221	3,942,391,143	165,692,495,264	2,581,486,126	0	0
(有形固定資産)	4,872,109,219	0	0	0	0	0	0	398,462,285	1	531,657,677	3,942,019,481	29,784	11	0	0
土地	1,638,507,511	0	0	0	0	0	0	0	0	132,302,360	1,506,205,151	0	0	0	0
建物	3,138,025,217	0	0	0	0	0	0	397,836,641	0	387,390,102	2,352,796,474	0	0	0	0
備品等	95,576,491	0	0	0	0	0	0	565,624	1	11,965,215	83,015,866	29,784	11	0	0
(無形固定資産)	480,747	0	0	0	0	0	0	66,780	51,261	11,044	351,662	0	0	0	0
(投資その他の資産)	172,399,851,115	0	0	0	0	0	4,125,719,000	0	0	160,500	20,000	165,692,465,500	2,581,486,115	0	0
組合員貸付金	2,382,123,115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,382,123,115	0	0
その他の資産	170,017,728,000	0	0	0	0	0	4,125,719,000	0	0	160,500	20,000	165,692,465,500	199,363,000	0	0
負債及び剰余金	203,932,712,538	6,771,918,871	2,656,826,749	178,213,319	1,261,317	0	4,209,373,323	1,946,611,934	2,626,029,251	1,626,807,969	7,224,102,465	171,598,582,832	4,218,308,900	875,298,028	377,560
流動負債	151,196,500,777	4,488	2,656,826,749	178,213,319	1,261,317	0	0	14,173,918	119,849,167	14,619,185	97,887,324	148,050,541,250	414,011	62,710,049	0
組合員貯金	147,135,333,634	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	147,135,333,634	0	0	0
その他の負債	4,061,167,143	4,488	2,656,826,749	178,213,319	1,261,317	0	0	14,173,918	119,849,167	14,619,185	97,887,324	915,207,616	414,011	62,710,049	0
固定負債	5,664,801,280	1,162,954,551	0	0	0	0	4,209,373,323	211,284,530	6,723,840	0	209,820	56,314,910	20,822,328	7,057,960	0
連合会預託金	4,298,373,386	0	0	0	0	0	4,209,373,323	0	6,723,840	0	269,820	56,314,910	20,822,328	7,057,960	0
引当金	302,473,896	0	0	0	0	0	0	211,284,530	0	0	0	0	0	0	0
支払準備金	1,152,954,551	1,162,954,551	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剰余金	47,071,410,501	5,618,959,832	0	0	0	0	0	2,499,466,244	2,499,466,244	1,612,188,784	7,125,945,321	23,491,726,692	4,197,072,563	805,530,019	377,560
資本剰余金	7,410,639,887	0	0	0	0	0	0	0	0	1,344,041,670	6,066,598,217	0	0	0	0
別途積立金	7,410,639,887	0	0	0	0	0	0	0	0	1,344,041,670	6,066,598,217	0	0	0	0
利益剰余金	39,665,797,710	5,653,986,928	0	0	0	0	0	2,499,466,244	2,499,466,244	298,147,114	1,089,347,104	23,491,726,692	4,197,072,563	805,530,019	377,560
火災金庫てん積立金	8,715,701,037	699,586,340	0	0	0	0	0	148,270	148,270	70,321,982	472,771,607	7,356,766,682	119,106,156	0	0
積立金	30,977,096,673	4,954,400,588	0	0	0	0	0	2,499,307,974	2,499,307,974	197,825,132	586,575,197	16,134,960,010	4,077,966,407	805,530,019	377,560
欠損金(△)	35,027,096	35,027,096	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介置繰越欠損金(△)	35,027,096	35,027,096	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)建物(構築物を含む)

発行所 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)  
 郵便番号 163-8001

定価 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

